

届出製造・修理・販売事業の新規届出に必要な書類等

令和6年12月
宮城県計量検定所

1 「特定計量器製造（修理）事業届出書」（計量法施行規則「様式第1」）又は「特定計量器販売事業届出書」（計量法施行規則「様式第8」）

- 各記載例参照
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：2部
- 1部は返却用に使用します

2 「履歴事項全部証明書」の原本（法人の場合）又は「住民票」の原本（個人の場合）

- 3ヶ月以内のもの
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：1部

3 「基準器を手配していることを証する書面」（基準器の受注書、注文請書などの写し。
後日、「基準器検査成績書」の写しを提出する。）又は「JCSS認定事業者校正証明書」の写し

- 必要部数＝製造・修理事業：1部

4 「基準器等の賃借契約書」の写し（基準器等が賃借関係にある場合。）

- 必要部数＝製造・修理事業：1部

5 「検査規則」

- 必要部数＝製造・修理事業：1部

6 「事業所案内図」

- 必要部数＝製造・修理・販売事業：1部

※なお、届出者の住所を記載した「返信用封筒」及び「所要額の郵便切手」も提出（同封）してください。これは、事業届出書1部を届出者に返送する際に使用するものです。